

非営利共同組合

日本セーフティネット協会

<http://日本セーフティネット協会.com>

協会規約

(名称)

第1条 本会は、「日本セーフティネット協会」(以下「本会」という)と称する。

(法形式)

第2条 本会は、[民法第667条](#)の規定に基づく共同組合とする。

(目的)

第3条 本会は、会員が「各種社会保障事業」に関する知識を学習し、その学習した知識を一人でも多くの人に敷衍し、共同で資金を拠出して次項2①～⑥「各種社会保障事業」の支援事業等を行うことを主たる目的とする。但し、当該事業等は原則・非営利とする。

2 ①「ジェネリック」支援事業、②「残飯等不出」支援事業、③「餓死・自殺防止」支援事業、④「生活保護」支援事業、⑤「就労・生業」支援事業、⑥「介護・終活」支援事業等を行う。

(設立及び出資)

第4条 本会は、「各種社会保障事業」のノウハウ等及び人的・知的財産をもとにして設立する。

2 前項の設立にあたり、会員は、均等の額の資金(一口五百円/月～)を拠出する。

(入会)

第5条 本会の設立にあたり、会員/パートナーになろうとする者は、本規約を十分に理解したうえで会員/パートナーとなるものとする。

2 本会の設立後に、新たに会員になろうとする者は、本会に入会申込書を提出し、会員全員の同意を得たうえで、会員/パートナーになることができる。

3 本会の代表者は、当該新規入会希望者に対して、本規約の内容を十分に説明を行い、当該新規入会希望者は、本規約の内容を十分に理解したうえで入会する。

4 新規入会希望者は、前条第2項に掲げる額の資金を拠出して本会正会員となる。

(会員の資格)

第6条 会員は、本会の経営判断を決定する総会に出席できる者でなければならない。

2 会員は、「各種社会保障事業」の創設について意見を有する者でなければならない。

3 会員は、原則・個人でなければならない。但し、特別会員として「団体」も可とする。

(会員の数)

第7条 本会は、会員全員の意思疎通が円滑に行い得る人数を会員数の限度とする。

2 会員全員の意思表示及び意思疎通は原則メールとする。但し「委任」も可とする。

(運営)

第8条 本会の学習及び「各種社会保障事業」創設を決定する総会は、原則として毎月予め定められた日に開催するものとし、年12回以上開催するものとする。

2 総会は、原則として会員の全員が出席して行うものとする。

3 本会の事業創出の決定は、総会において総会員数の過半数の同意により行うものとする。

4 前項の決議において会員は、出資持分にかかわらず1個の議決権を有するものとする。

5 会員は、他の会員に経営判断又は運用の委任を原則することはできない。やむを得ない事由により総会に出席できない場合、当該会員は、予め送付された議案に対する意見を他の会員に委任することができる。その場合は、委任を受ける会員は2以上の委任を受けることができない。但し、代表者はその限りではない。

6 代表者が必要と認める場合、又は、会員の過半数からの請求がある場合、第1項に定める定例の総会のほかに、臨時の総会を開催することができる。

(機関)

第9条 本会に代表者、業務執行者、会計責任者及び監査役を置く。

但し、業務執行者は、会計責任者又は監査役を兼任することができない。

2 代表者、業務執行者、会計責任者及び監査役は前条第1項の総会により、過半数の同意を得て選任するものとする。

3 代表者、業務執行者、会計責任者及び監査役の任期は4年とし、再任も可とする。

(代表者)

第10条 代表者は、総会の議長を務め且つ本会を代表し本会事業に関する全ての業務を行う。

2 代表者は、本会及び会員を代表し、訴外交渉及び訴訟当事者として訟務を担当する。

(業務執行者)

第11条 業務執行者は、本会の事業経営に関する事業経營業務等を執行する。

2 業務執行者は、業務処理状況を代表者及び会員に報告しなければならない。

(会計責任者)

第12条 会計責任者は、本会の会計に関する業務を行い、複式帳簿を作成する。

(監査役)

第13条 監査役は、本会の業務運営及び会計の監査を行い、毎月の総会において報告する。

(事業資金の拠出)

第14条 会員は、本会の事業資金として、毎月予め定められた金額(一口五百円/月~)を上限とし、原則として各会員同一金額を拠出する。

2 前項の事業資金は、原則金銭とし、労務・現物による出資は行わない。
但し「個人」の特許等及び意匠権・商標権・著作権等知的財産はその限りではない。

(事業資金の保管)

第15条 前条の事業資金は、事業の実行までの間、本会の名義をもって、ゆうちょ銀行に開設する、日本セーフティネット協会代表者名口座に、安全かつ確実に保管する。

(共有財産)

第16条 前条の事業資金及び事業資金により取得した「各種社会保障事業」の財産等は、会員の共有財産とし、会員は出資に応じた共有持分を有する。

2 本会に生じた債権債務は、各会員の持分に応じて会員に帰属する。

3 本会は、共有財産に債務が生じる金銭消費貸借契約等を行わないこととする。

(運用損益の取扱い)

第17条 本会の運用損益(配当金等の果実を含む)は、各会員の持分に応じて会員に帰属し、総会においてその再拠出又は配分について決定する。

(経費の負担)

第18条 会員は、本会の運営のために必要な経費を、予め定められた方法により支払うものとする。但し、原則として会費(一口五百円/月~)をもって充当する。

(役務)

第19条 本会の業務の運営は、会員の分担により行い、その役務は原則無償とする。

2 但し、代表者、業務執行者、会計責任者及び監査役は最低限度の有償とする。

(業務執行者の解任)

第20条 代表者及び会員は、正当な事由がある場合には、業務執行者等を除く会員全員の合意により、業務執行者等を解任することができる。

(事業の対象)

第21条 本会が創設する「各種社会保障事業」は、原則、共同組合とする。但し、総会で特に承認した場合は、その他の「事業体/会社等」についても経営できるものとする。

(売買)

第22条 業務執行者は、総会において選定された「各種社会保障事業」について、予め定められた方法により、特定商品及びノウハウ・サービス等の売買を行う。

(総会決定記録等)

第23条 総会毎に、本会の下記の総会決定事項等について記録し、その場で、総会出席者全員の承認を得るものとする。

1-1 創立総会以降の本会の資産及び収支の異動内容について、
会計帳簿に基づく報告・承認がなされたこと

1-2 その他本会の運営に関する決定事項等

2 会員は、総会決定記録、会計帳簿等をいつでも閲覧できるものとする。

(会計帳簿等)

第24条 本会の会計帳簿については、会計帳簿を作成し、監査役の監査を得るとともに、総会の都度、資産及び収支の内容の承認を得るものとする。

2 前項の会計帳簿のほか、各会員の持分に係る計算書を作成するものとし、定期的に会員に提供するものとする。

3 会員は、前2項の会計帳簿その他本会の財産に係る状況をいつでも検査できるものとする。

(事業年度)

第25条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(退会)

- 第26条 会員は、原則としていつでも退会届を提出し、退会することができる。
- 2 会員は、正当な事由がある場合に限り、他の会員全員の同意をもって除名される。
- 3 会員が死亡、破産、成年被後見人、除名となったときは退会する。
- 4 本会から退会した会員は、退会時における本会の資産価値に基づき、当該退会会員の持分について、予め定められた方法により払戻しを受ける。

(解散)

- 第27条 本会は、会員の著しい減少その他のやむを得ない事由により、本会の維持、継続が困難となった場合、解散できるものとする。
- 2 本会を解散する場合は、本会の資産を各会員の持分に応じて会員に配分する。

(外部との関係)

- 第28条 本会において、外部からの事業情報を利用する場合には、予め総会の承認を得るものとする。

(規約の改正)

- 第29条 本規約の改正については、会員の2分の1以上の承認をもって行うものとする。

付則

- 1 本会は第2条による民法上の共同組合であるが、現今労働市場における未必の強制労働に鑑み、労働組合法第2条に基づく労働組合を別途組織し該活動も並行する。尚、当該労働組合の名称は「国際労働組合・セーフティネットユニオン」とする。
- 2 本会の発足当初の代表者、業務執行者、会計責任者及び監査役は、第9条第2項の規定にかかわらず発起人会において選任する。



非営利共同組合

日本セーフティネット協会

代表 新村 紘宇二

〒414-0001 伊東市宇佐美 1972-2

0557-47-7184 [お問い合わせはメールでお願いします。](mailto:info@jpn-safety-net.org)

<http://日本セーフティネット協会.com>

入会申込書

非営利共同組合「日本セーフティネット協会」に、年会費(弁護士・司法書士・団体会員6000円)、季会費(一般個人会員1500円)、月会費(当事者会員500円)、を振り込み、入会の申し込みをします。

平成 25 年 月 日

氏 名

住 所 〒

電 話

F A X

e - m a i l

※なお、当会のメーリングリストは深夜早朝にメールが入ることや、添付ファイルつきメールが送られることが少なくありません。登録アドレスは、なるべく携帯電話でなくパソコンのアドレスを記載されることをお勧めいたします。

- 弁護士会員
- 司法書士会員
- 一般個人会員 (ご職業・所属団体等)
- 当事者会員 (生活保護利用当事者・それに準じる生活困窮者)
- 団体会員

・日本セーフティネット協会のメーリングリストへの登録に

- 同意する
- 同意しない
- 登録済み

通信欄

[]

(申込書送信先) F A X 0 5 5 7 - 4 7 - 7 1 8 4
メール safetynet@tyoujin.com

(日本セーフティネット協会 □ 事務局宛)

(入会金振込先) 三島信金 □ 宇佐美支店 □ 普通口座 1 0 4 4 8 6 4



国際労働組合

セーフティネットユニオン



<http://日本セーフティネット協会.com>

組合規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

本組合は、セーフティネットユニオン（以下「本組合」）という。

第2条 (所在地)

本組合は、事務所を静岡県伊東市宇佐美 1972-2 におく。

第3条 (目的)

本組合は、団結と相互扶助の精神により組合員の勤労意欲及び労働条件、労働環境等を維持改善し、経済的社会的地位の向上をはかることを目的とする。

第4条 (事業)

本組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 組合員の労働意欲及び労働条件の維持改善に関すること
- (2) 組合員の労働環境の改善及び福祉の増進と文化的地位の向上に関すること
- (3) 団体交渉等により労働環境改善の約定及び労働協約の締結等に関すること
- (4) 同一目的を有する団体との協力、連携に関すること
- (5) その他目的達成に必要なこと

第2章 組合員

第5条 (組合員)

本組合員は、**日本国に在住する勤労意欲ある者**で本組合規約に同意し且つ本組合から承認された本組合組織の一員である。

第6条 (権利)


何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地、又は身分によって組合員たる資格を奪われない。

組合員は平等に次の権利を有する。

- (1) この規約に基づき、すべての問題に参加し均等の取扱いを受ける権利
- (2) 組合役員その他の代表に選挙され、もしくは選挙する権利
- (3) この規約に基づき、自由に意見を表明し議決に参加する権利
- (4) 組合役員及び機関の活動の報告を求め、又は批判し解任を請求する権利
- (5) 懲戒処分について弁明し得る権利

第7条 (義務)

組合員は、平等に次の義務を負う。

- (1) 規約及び大会の決議に従い、機関の統制に服する義務
 - (2) 組合費及び機関で決定したその他賦課金を納める義務
 - (3) 規約に基づく各会議に出席する義務
 - (4) 組合の機密をもらさない義務
- 

第8条（加入の手続）

組合に加入するときは、所定の加入申込書に必要事項を記入のうえ執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

第9条（資格喪失）

組合員は次の場合にその資格を失う。

- (1) 退職したとき
- (2) 解雇されたとき
ただし、組合が解雇を正当と認めていない被解雇者については、その資格を失わない。
- (3) 除名されたとき
- (4) 脱退が認められたとき
- (5) 第5条ただし書きに該当したとき

第10条（脱退の手続）

組合を脱退するときは所定の脱退届に必要な事項を記載のうえ執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。脱退後は組合に対する一切の権利を失い、既納の金品は返却しない。ただし、組合に対し債務がある場合は、それを完済した後でなければ脱退は認められない。

第3章 機 関

第11条（機関の種類）

組合に次の機関をおく。

- (1) 議決機関
 - ア 定期大会
 - イ 臨時大会
 - ウ 職場委員会
- (2) 執行機関
 - ア 執行委員会
- (3) 監査機関
 - ア 会計監事

第1節 議決機関

第12条（大会）

大会は組合の最高議決機関であって組合員全員をもって構成する。

第13条（定期大会）

定期大会は年1回開催するものとし、執行委員長がこれを招集する。

第14条（臨時大会）

臨時大会は次の場合○日以内に開催するものとし、執行委員長がこれを招集する。

- (1) 執行委員会又は職場委員会が必要と認めたとき
- (2) 組合員の3分の1以上の連署により理由を明らかにして要求があったとき


第15条（告示）

大会の日時、場所、議題等は、開催の日から30日前に告示しなければならない。
ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第16条（付議事項）

大会の付議事項は次のとおりとする。

- (1) 運動方針の決定と経過報告の承認
- (2) 綱領及び規約の改廃
- (3) 予算の決定及び決算の承認

- 
- (4) 労働協約の締結、改正、期間の延長
 - (5) 争議行為の開始及び終結
 - (6) 闘争資金の積立て及び使用
 - (7) 上部組織への加盟及び上部組織からの脱退
 - (8) 組合員の表彰及び制裁
 - (9) 役員を選任及び解任
 - (10) 組合の統合及び解散
 - (11) その他以上の事項に準ずる重要な事項

第17条（定足数と議決）

大会の定足数は組合員の3分の2とし、付議事項は出席者数の過半数をもって議決する。ただし、前条(2)、(5)の場合は、組合員の直接無記名投票を行い、全組合員の、有効投票数の過半数をもって決定する。

第18条（議長）

大会の議長は、組合員の中から立候補又は推薦により選出する。

第19条（職場委員会）

- 1 職場委員会は、大会に次ぐ議決機関であり、役員及び職場単位に選出された職場委員をもって構成する。
- 2 職場委員会の議長は、職場委員の互選により選出する。
- 3 職場委員会は、必要に応じて執行委員長が招集し、次の事項を討議する。
 - (1) 大会から次期大会までの日常活動の方針決定と経過報告
 - (2) 会計の中間報告
 - (3) 疑義を生じた規約の解釈
 - (4) 規約に基づく諸規定の決定と改廃
 - (5) その他、執行委員会が必要と認めた事項
- 4 職場委員会の定足数、議決等については、大会に準ずる。

第2節 執行機関

第20条（執行委員会）

執行委員会は、大会において決定された事項及び規約に定められた組合業務を執行する。

第21条（構成と招集）

執行委員会は、正副執行委員長、書記長、会計、執行委員をもって構成し、執行委員長がこれを招集する。

第22条（定足数と議決）

執行委員会は委員の3分の2をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第23条（専門部）

執行委員会のもとに次の専門部を置く。


- (1) 組織部
- (2) 教育宣伝部
- (3) 調査部
- (4) 文化厚生部

第4章 役員

第24条（役員）

本組合に次の役員を置く。

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 副執行委員長 2名

- 
- | | |
|----------|----|
| (3) 書記長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 執行委員 | 4名 |
| (6) 会計監査 | 1名 |

第25条（職務）

役員¹の職務は次のとおりとする。

- (1) 執行委員長……本組合を代表し、業務を統轄する
- (2) 副執行委員長…委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する
- (3) 書記長………日常の業務を処理し、文書及び記録の整理、保管に当たる
- (4) 会 計……組合財政を司る
- (5) 執行委員……各専門部を担当し、組合業務を執行する
- (6) 会計監査……執行機関と独立して、本組合の会計業務を監査し、定期大会において報告する

第26条（任期）

各役員¹の任期は、大会から次期大会までとし再選を妨げない。ただし役員中に欠員が生じたときには原則として補充選挙を行う。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第27条（解任）

役員¹が任期を怠り又は機関の決定に反する行為をした場合は、大会において出席者の3分の2以上の賛成により解任することができる。

第5章 選 挙

第28条（選挙管理委員の選出及び職務）

選挙の公正を期するため選挙管理委員会を置く。この委員は2名以上とし、執行委員会¹が委嘱する。選挙管理委員は選挙に関する一切の職務を行う。

第29条（役員¹の選挙）

各役員¹の選挙は、組合員の直接無記名投票によって選出する。

第6章 会 計

第30条（経費）

本組合の経費は、加入金、組合費、臨時組合費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第31条（組合費）

組合費は1ヶ月500円以上とする。なお、大会で必要と認められたときは臨時に組合費を徴収することができる。

第32条（会計年度）

本組合の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第33条（会計報告）

- 1 すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人によって正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表する。
- 2 会計帳簿は組合員の請求にもとづいて公開することとする。

(注) 文章中「職業的に資格がある会計監査人」とは、公認会計士等のことをいいますが、小規模組合での履行は難しいと思われます。しかし、労働組合法で定める労働組合の資格審査を受けようとしている場合には、このような規約の存在が要求されます。

第7章 争 議

第34条（同盟罷業の行使）

同盟罷業の行使は、組合員の直接無記名投票により、有効投票数の過半数によって決定する。

第35条（闘争委員会）

執行委員会は、職場委員会にはかり必要に応じて闘争委員会を置くことができる。

第8章 賞 罰

第36条（表彰）

組合員で、組合発展のため功労のあった者又は他の規範となると認められる者は、大会の議決によりこれを表彰することができる。

第37条（制裁）

組合員で次の各号に該当する者は、その情状によって大会の議決により制裁を加えることができる。

- (1) 組合の規約又は議決に違反した者
- (2) 組合の統制を乱し又は運営を妨げた者
- (3) 組合の名誉をき損した者
- (4) 組合員の義務を怠った者
- (5) その他各号に準ずる不適当な行為のあった者

第38条（制裁の種類）

制裁の種類は戒告、権利停止及び除名とする。

第39条（制裁の手續）

前条の制裁は、戒告及び権利停止は大会出席者の過半数の賛成をもって、除名は3分の2以上の賛成をもって決定する。ただし、制裁の決定の前に必ず本人に弁明の機会を与えなければならない。

第9章 解 散

第40条（解散）

本組合の解散は、全組合員の直接無記名投票を行い、全組合員の4分の3以上の賛成をもって決定する。

第10章 規約の改廃

第41条（規約の改廃）

本規約は全組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改廃することはできない。

附 則

- 1 本規約にない緊急必要事項は別途規約を定めて臨機応変に善処する。
- 2 条文中下線を付した部分は労働組合法に規定された組合規約としての必須的事項です。